

告 示

埼玉県選管告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十一年二月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見 四百十八番地一
病院	医療法人社団明日佳 埼玉あすか松伏病院	埼玉県北葛飾郡松伏町松伏 千二百六十三番地五